

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第1次嘉手納町地球温暖化防止実行計画

平成22年度～平成26年度

平成22年3月

沖縄県嘉手納町

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・・・・4
2. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割・・・・・・・・11

実行計画推進組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

嘉手納町グリーン購入基本方針（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。嘉手納町の事務・事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成20年度とし、計画期間を平成22年度～平成26年度までの5年間とする。

目標年度については、平成26年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、嘉手納町役場が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする（行政事務組合は除く）。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務・事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

（対象施設一覧）

施設名	施設名
嘉手納町役場(庁舎)	かでな文化センター
屋良幼稚園	嘉手納幼稚園

屋良小学校	嘉手納小学校
嘉手納中学校	学校給食共同調理場
青少年センター	嘉手納町子育て支援センター「ひまわり」
嘉手納町第二保育所	嘉手納町第三保育所
嘉手納町リサイクルセンター	嘉手納町葬祭場
嘉手納町中央公民館	嘉手納町立図書館
嘉手納町食料品加工センター	ロータリープラザ
ロータリー広場	野国総管公園
屋良第2児童公園	屋良城跡公園
水釜児童公園	兼久海浜公園
嘉手納児童公園	屋良ふれあいパーク
ちびっこ広場	あしびなあ

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

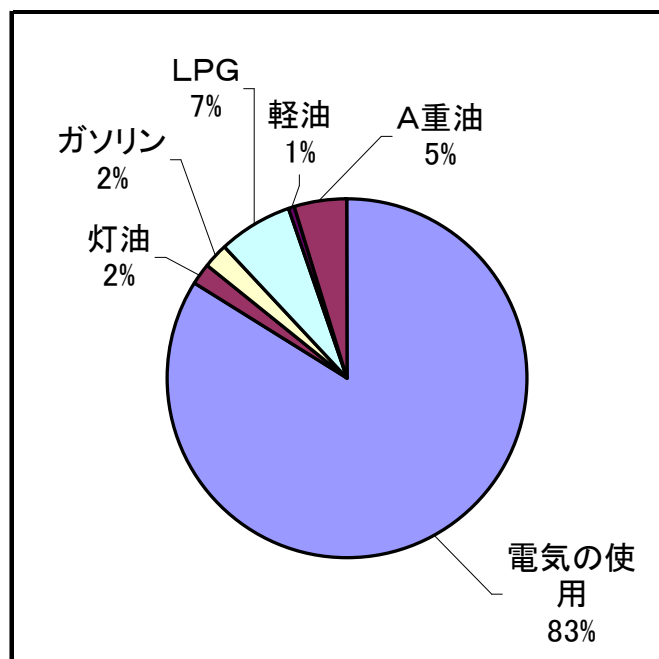
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

嘉手納町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、2,328,198kg-CO₂である。なお、焼却施設で処理している全てのプラスチックごみは少量で測定が困難なため除く。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	2,328,198kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成20年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の83%を占め、次いでLPGガスの使用が7%、A重油の使用が5%で全体の95%を占めている。



3. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量 (平成20年度)

項目	単位	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気	kWh	3,520,204	1,953,713
A重油	ℓ	40,350	109,334
灯油	ℓ	19,171	47,725
LPG	m ³	92,128	153,945
ガソリン	ℓ	21,140	49,080
軽油	ℓ	5,498	14,401
二酸化炭素合計			2,328,198

4. 削減目標

平成20年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を、6%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成20年度	削減目標	目標年度排出量 平成26年度
二酸化炭素 (CO ₂)	2,328,198kg-CO ₂	6%	2,188,506kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・ 小学校に、太陽光発電システムの導入を促進する。
- ・ 中学校に、太陽光発電システムの導入を促進する。

2. 施設設備の改善等

- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラスを導入する。
- ・ 高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリット自動車の導入を図る。
- ・ 公共施設の緑化を推進する。
- ・ 雨水の有効利用に配慮した構造とする。
- ・ 省エネルギー型設備を積極的に導入する。

3. 物品購入等

- ・ 物品購入等に関しては、「嘉手納町グリーン購入基本方針（案）」に基づき、環境配慮された物品を優先的に調達する。
- ・ 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・冷房温度（28℃）の適正管理を徹底して行う。
- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・エコドライブの周知を図る（資料編エコドライブ10のすすめ参照）。
- ・急発進、急加速をしない。
- ・公用車一台ごとの走行距離、燃料等を把握するなど燃料使用量の調査を行う。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・カーエアコンについては、適切な温度設定になるよう周知徹底を行う。
- ・ボイラーの適正運転を維持する。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・紙の購入量の抑制を図る。
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピー、縮小コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・会議用資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。
- ・使用済み封筒の再使用など、封筒の使用の合理化を図る。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・家庭においても、環境に配慮した生活を目指す（資料編家庭でできる温暖化対策参照）。
- ・庁舎構内では、車両のアイドリング・ストップについて協力を求める。
- ・庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、階段の利用等への理解と協力を求める。

⑦来庁者への協力依頼等

- ・会議等での自家用車の使用自粛を呼びかける。
- ・庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、再生紙トイレットペーパーの使用、階段の利用等への理解と協力を求める。
- ・その他、本計画の取組について周知を図る。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

嘉手納町は、「嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱」により、「推進本部」「推進部会」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

計画の推進体制は「実行計画推進組織図」の通りである。

(1) 推進本部

嘉手納町長を本部長、教育長を副本部長とし、その他、部長等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進部会

部会長は町民課長とし、推進部会は別表2に掲げる職にあるもので構成する。
実行の評価・実施状況の課題・解決策の抽出等を行う。

(3) 推進担当者（エコリーダー）

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と連携し、計画の総合的な推進を図る。

(4) 事務局

事務局を福祉部町民課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

点検体制は、「嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割」により、「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進部会」において年1回の点検評価を行う。さらに、点検評価を踏まえて「推進本部」において見直しの検討、取組方針の決定を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回嘉手納町広報誌やHP等により公表する。

嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項に基づき、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）の策定等を行うため、嘉手納町地球温暖化防止実行計画策定等推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の推進及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は町長を、副本部長は教育長をもってあてる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもってあてる。
- 4 本部の事務局は、福祉部長が担う。

(本部長の職務等)

第4条 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部は、その所掌事項を遂行するため、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(推進部会)

第6条 本部に第2条に規定する事項の調査、素案の作成等を行わせるため、推進部会を置く。

- 2 推進部会は、別表2に掲げる職にあるものを持ってあてる。
- 3 推進部会には部会長を置き、部会長は町民課長をもってあてる。
- 4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、推進部会の会議に準用する。
- 6 推進部会は、実行計画に基づく削減状況等の点検を行い、本部に報告しなければならない。

(エコリーダー)

第7条 推進担当者としてエコリーダーを置くこととし、各課等の長をもってあてる。

- 2 エコリーダーは、各課等において実行計画に基づく取組に際して、中心的な役割を担うものとし、実行計画への取組を率先して行わなければならない。
- 3 エコリーダーは、所属課内における実行計画の周知徹底に努めると共に、所属職員の意識啓発を推進しなければならない。
- 4 エコリーダーは、実行計画の取組状況について実績調査や取組状況の点検評価等を行い、その結果について前条に規定する推進部会へ報告しなければならない。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、福祉部町民課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

本部長	町長
副本部長	教育長
委員	総務部長
委員	建設部長
委員	会計管理者
委員（事務局）	福祉部長

別表 2（第 6 条関係）

部会長	町民課長
部会員	総務課長
部会員	企画財政課長
部会員	都市建設課長
部会員	産業振興課長
部会員	福祉課長
部会員	教育総務課長
部会員	生涯学習課長

嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割

嘉手納町役場全体が、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）に基づく行動等について、主体的・積極的に取り組み、温室効果ガスの削減に取り組んでいくことを方針とし、同取組の推進にあたっての役割等については、以下のとおりとする。

① 推進本部長

推進本部長は町長とし、実行計画の推進・点検・評価を統括し、同計画の基本事項や必要事項について決定及び変更等を行うと共に、実行計画の実施に基づく活動の実施状況や温室効果ガスの排出量について公表等を行う。

② 嘉手納町地球温暖化防止推進本部

嘉手納町地球温暖化防止推進本部（以下「推進本部」という。）は、町長を本部長とし、教育長を副本部長、各部長等を委員として構成する。

推進本部では、実行計画の決定や変更等について協議を行うと共に、計画推進にあたっての取り組み方針等の決定・指示を行う。また推進部会から報告された各課の実施状況や検討事項について審議すると共に、実行計画に基づく実施状況や温室効果ガスの排出量の公表内容について確認をする。

推進本部の事務局は、福祉部長が担う。

③ 推進部会

推進部会は各部より選出した課長により構成し、実行計画の検討、実施状況の確認や意見交換を行い、実施における課題及び解決策等を検討すると共に、推進本部へ報告をする。

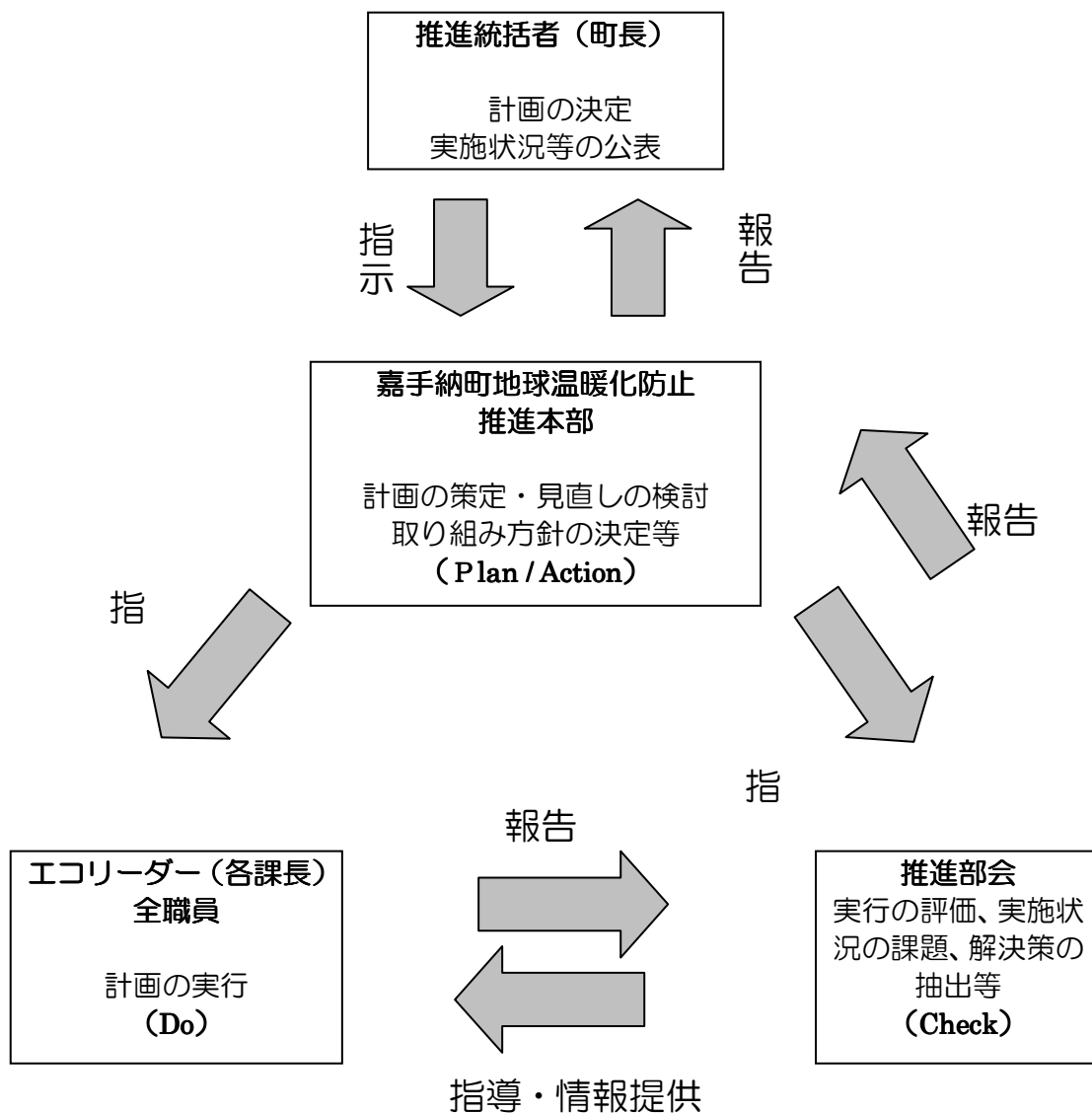
また推進部会は、推進本部の方針を受け、各エコリーダー及び職員に対して指導や情報提供等を行うものとする。

④ エコリーダー及び職員

推進担当者であるエコリーダーは、各所属課の課長等とし、実行計画の推進を図ると共に、実施状況等を推進部会に報告を行うものとする。

また職員は、エコリーダーへの協力を行うと共に、実行計画の目標達成に向けて、主体的・積極的な取組を行う。

嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価をはかるため、次頁の図のようなPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action：計画-実行-評価-見直し）を構築し、継続的に改善を行う。



(1) 計画：Plan

- ① 推進本部長は計画の決定及び変更を行い、全職員に対して実行の指示を行う。
- ② 推進本部は計画の策定、取り組み方針の決定等を行う。

(2) 計画の実施：Do

- ① 全職員が目標達成に向けた主体的・積極的な行動をとる。
- ② 各課のエコリーダーは、実施状況等を報告書にまとめ、推進部会に報告する。

(3) 評価：Check

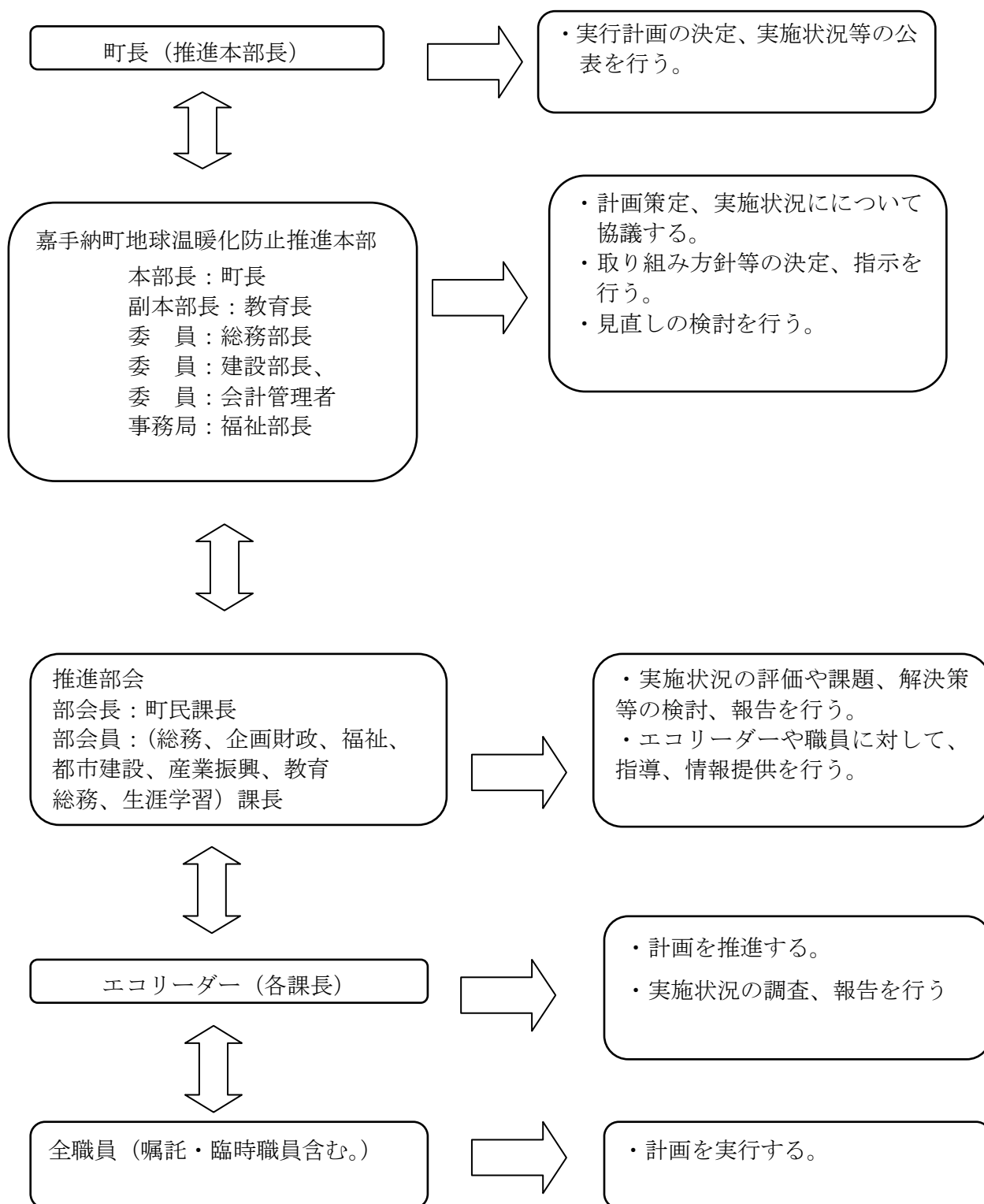
- ① 推進部会は、エコリーダーの報告等から実施状況を把握し、実行の評価、課

題及び解決策の検討結果等を推進本部に報告する。

(4) 見直し : Action

- ① 推進本部は、推進部会の報告・提案等を審議し、取組の改善、見直し等を行う。
- ② 実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等の実施を取り入れるなど、課題の解決に努める。

実行計画推進組織図



嘉手納町グリーン購入基本方針 (案)

1 目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第10条に規定する環境負荷の低減に資する物品又は役務（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定するにあたって、嘉手納町における環境物品等の調達に係る基本方針（嘉手納町グリーン購入基本方針）を定める。

2 対象範囲

総務部、福祉部、建設部、会計管理者、教育委員会、議会事務局とする。

3 基本的な考え方

- (1) 町が、環境物品等の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与し、地域経済における環境物品等への需要の転換を促して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目指すものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、まず調達の必要性和適正な調達数量について十分検討し、従来考慮されてきた価格や品質に加え、環境保全の観点から次のような環境負荷の低減に配慮した物品等を調達することとする。
 - ① 環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
 - ② 省資源や省エネルギー設計となっていること。
 - ③ 長期間の使用や部品等の再使用が可能であること。
 - ④ 有効な再生利用が可能であること。
 - ⑤ 廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。
- (3) 公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境負荷の少ない資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を推進することとする。

4 推進方法

(1) 特定調達品目及び調達目標

福祉部町民課は、この方針に則して重点的に調達を推進する環境物品等（以下、「特

定調達品目」という。)の種類及び調達目標等を定めた「嘉手納町グリーン購入調達方針」(以下、「調達方針」という。)を毎年度作成するものとする。

(2)各機関におけるグリーン購入調達の実施

各機関は、調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行う。

(3)調達実績の取りまとめ、点検、公表

毎年度の特定調達品目に係る調達実績の取りまとめ等については、「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」の定めるところによる。

附則

この方針は、平成 年 月 日から施行する。

資料編

1. 表—1	施設別電気使用量（平成19年度、平成20年度）	19
2. 図1—1	全施設別電気使用量（平成20年度）	22
3. 図1—2	対象施設別電気使用量（平成20年度）	23
4. 表2—1	町役場各主体別化石燃料使用量（平成19年度、平成20年度）	24
5. 表2—2	課別化石燃料使用量（平成19年度、平成20年度）	26
6. 図2—1	課別ガソリン使用量（平成20年度）	27
7. 図2—2	課別軽油使用量（平成20年度）	28
8. 図2—3	課別灯油使用量（平成20年度）	29
9. 図2—4	課別重油使用量（平成20年度）	30
10. 図2—5	課別LPG使用量（平成20年度）	31
11. 表—3	嘉手納町全組織及び施設の二酸化炭素排出量（平成20年度）	32
12. 表—4	嘉手納町対象組織及び施設の二酸化炭素排出量（平成20年度）	33
13.	エコドライブ10のすすめ	34
14.	家庭のできる温暖化対策	36
15.	チャレンジ25キャンペーン	39
16.	環境関連用語集	42

表－1 施設別電気使用量（平成19年度、平成20年度）

（単位：kWh/年）

	施設名	契約種別	平成19年度	平成20年度
1	屋良幼稚園*	20従量	12,960	11,447
2		40低圧	38,262	36,320
3	嘉手納幼稚園*	30業務用	71,545	67,100
4	屋良小学校*	30業務用	322,090	339,520
5	嘉手納小学校*	30業務用	535,608	497,040
6	嘉手納中学校*	30業務用	439,878	428,469
7	学校給食共同調理場*	20従量	21,501	21,838
8		40低圧	34,365	35,420
9	青少年センター*	30業務用	174,749	82,647
10	嘉手納町第二保育所*	30業務用	89,870	89,671
11	嘉手納町第三保育所*	30業務用	75,112	69,151
12	嘉手納総合福祉センター	30業務用	398,212	363,836
13		90深夜A	0	526
14	比謝川 行政事務組合	50高圧A		81,308
15		60高圧B	2,895,352	2,753,988
16	嘉手納町* リサイクルセンター	20従量	3,565	2,992
17		40低圧	0	2
18	嘉手納町葬祭場*	20従量	2,534	1,909
19		40低圧	1,851	1,240
20	商工業等研修施設	20従量	19,392	19,699
21		40低圧		18,382
22	道の駅「かでな」	30業務用	401,439	380,361
23	漁業用施設	20従量	14,015	13,834
24		40低圧	21,990	22,978
25	出荷施設	20従量	4,442	2,842
26		40低圧	4,157	4,692
29	嘉手納町食料品* 加工センター	20従量	4,799	4,754
30		40低圧	1,375	1,406

31	嘉手納町町民の家	20従量	4,422	4,290
32		40低圧	2,024	2,566
33	嘉手納中央公民館(民族資料館)*	30業務用	174,749	82,647
34	嘉手納地区学習共用施設・児童館	30業務用	49,358	43,093
35	屋良地区体育館・図書館	20従量	14,202	13,712
36		40低圧	6,508	8,503
37	嘉手納町球場	30業務用	70,665	68,003
38	嘉手納町兼久体育館	20従量	29,695	29,493
39	嘉手納町スポーツドーム	30業務用	116,937	106,672
40	かでな文化センター	30業務用	(庁舎を含む)	(庁舎を含む)
41	嘉手納町陸上競技場	30業務用	49,663	47,726
42	嘉手納町マルチメディアセンター	30業務用	814,132	826,387
43	野国総管公園*	20従量	3,245	3,560
44	屋良城跡公園*	40低圧	101	226
45		21公街灯B	10,419	14,363
46	東区コミュニティセンター	20従量	14,601	14,083
47		40低圧	9,125	9,607
48	中央区コミュニティセンター	20従量	20,990	20,694
49		40低圧	4,428	1,661
50	北区コミュニティセンター	20従量	6,471	6,136
51		40低圧	8,804	9,683
52	南区コミュニティセンター	20従量	7,375	7,303
53		40低圧	5,687	5,676
54	西区コミュニティセンター	20従量	10,433	10,226
55		40低圧	11,665	12,646
56	西浜区コミュニティセンター	20従量	6,094	7,218
57		40低圧	15,769	16,842
58	水釜児童公園*	20従量	3,660	3,204
59	兼久海浜公園*	3001業務用・実量制	69,327	74,285
60	嘉手納児童公園*	21公街灯B	989	1,344
61	屋良ふれあいパーク*	21公街灯B	1,850	4,987
62	ちびっこ広場*	20従量	289	395

63	あしびなあ*	20従量	3,096	3,149
64	ロータリー広場*	20従量		2,203
65		40低圧		6
66	嘉手納町役場(庁舎)*	30業務用	867,134	838,074
67	ロータリープラザ*	30業務用		800,835
68	ニライ消防本部	30業務用	396,160	396,776
69	街路灯まとめ		21,844	34,892

*は、実行計画対象施設です。

①対象施設の電気使用量とCO₂排出量

項目	平成19年度	平成20年度
電気使用量	2,964,923kWh/年	3,520,204kWh/年
CO ₂ 排出量	1,645,532kg-CO ₂ /年	1,953,713kg-CO ₂ /年

②全施設の電気使用量とCO₂排出量

項目	平成19年度	平成20年度
電気使用量	8,420,974kWh/年	8,886,538kWh/年
CO ₂ 排出量	4,673,641kg-CO ₂ /年	4,932,029kg-CO ₂ /年

図 1-1 全施設別電気使用量（平成 20 年度）

*実行計画対象施設

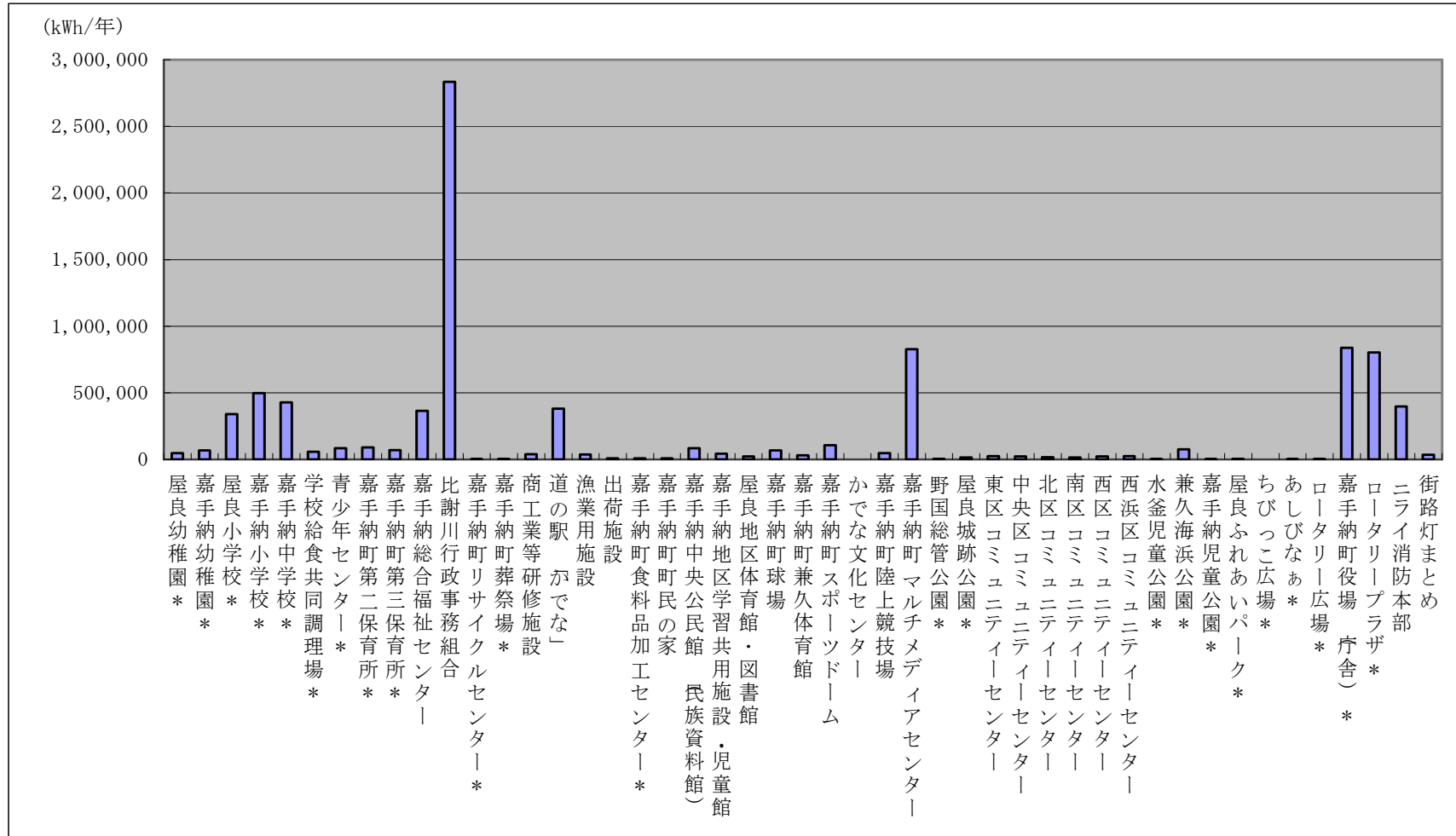


図1-2 対象施設別電気使用量（平成20年度）

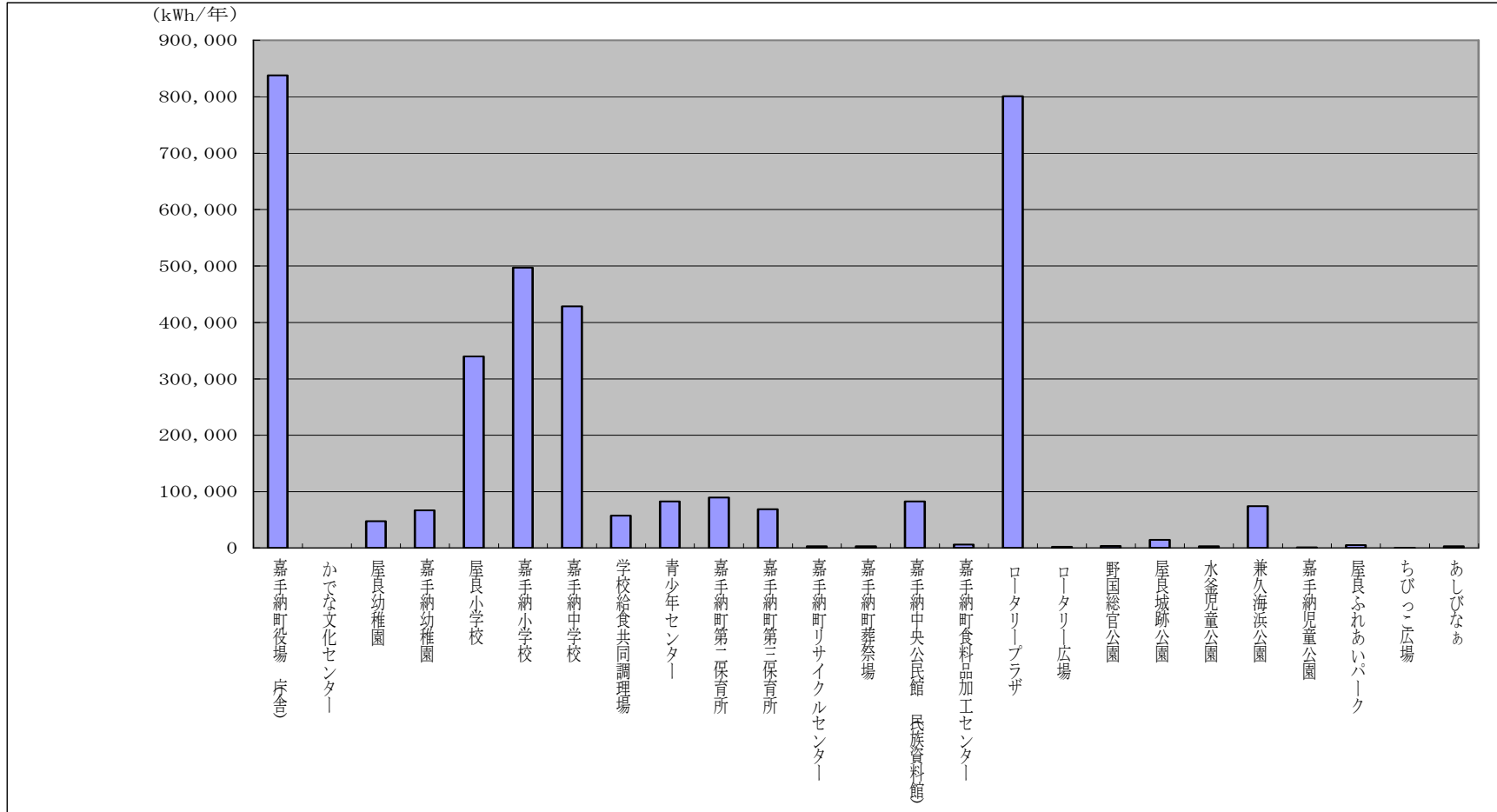


表 2-1 町役場各主体別化石燃料使用量（平成 19 年度、平成 20 年度）

各課

組織名		平成 19 年度					平成 20 年度				
		ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	重油 (ℓ)	P (m ³)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	重油 (ℓ)	P (m ³)
総務部	総務課	2,315.3	0	0	0	55.6	2,276.6	0	0	0	52.4
	企画財政課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	基地 外課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	務課	568.0	0	0	0	0	586.6	0	0	0	
	情報政策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福祉部	福祉課	3,032.0	2,350.7	5,605.3	0	2,133.4	3,890.2	2,509.1	33,584.5	0	1,468.3
	社会福祉係	1,775.7					2,133.3		27,518.0		
	増進センター								14,414.0		
	福祉係	1,016.4	2,350.7			865.1	1,422.0	2,509.1			268.9
	児童福祉係	239.9		5,605.3		1,268.3	334.9		6,067		1,199.4
	子育て支援センター	211.3		0.0		290.8	277.1				68.9
	第2保育所	22.6		3,903.1		468.0	7.8		3,789.7		517.0
	第3保育所	6.0		1,702.2		509.5	50.0		2,276.8		613.5
	町民課	1,665.8	0	0	0	0	1,227.3	0	0	0	0
	民係	535.9					560.6				
	国民年 係	258.6					298.2				
	環境 生係	871.3					368.6				
	いきいき 課	2,104.7	0	0	0	0	1,873.9	0	0	0	5.6

組織名	平成19年度					平成20年度					
	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	重油 (ℓ)	P (m³)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	重油 (ℓ)	P (m³)	
建設部	都市建設課	3,175.6	0	0	0	0	3,074.7	0	0	0	0
	建設係	1,487.8					1,116.3				
	管理係	631.5					989.3				
	都市建設係	595.4					557.6				
	下水道係	460.9					411.5				
	産業振興課	2,935.6	0	0	0	0	3,073.4	0	0	0	0
水道課	2,029.9	0	0	0	0	2,077.5	0	0	0	0	
教育委員会	教育総務課	767.9	1,909.7	0	0	98.4	758.4	2,086.8	0	0	67.8
	嘉手納中学校					45.8					28.0
	嘉手納小学校					40.7					29.4
	屋良小学校					11.9					10.4
	教育指導課	1,073.2	0	0	0	0	1,034.4	0	0	0	0
	生涯学習課	348.4	0	0	0	270.1	0	0	0	0	197.8
	中央公民館	399.1	0	0	0	44.2	505.5	0	0	0	10.8
	図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青少年センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	嘉手納外語	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校給食共同調理場	371.2	1,007.3	0	38,025.0	75,799.0	285.0	902.4	0	40,350.0	90,325.0	
議会事務局	402.1	0	0	0	0	476.6	0	0	0	0	
合計	21,188.8	5,267.7	5,605.3	38,025.0	78,400.7	21,140.1	5,498.3	33,584.5	40,350.0	92,127.7	

表 2-2 課別化石燃料使用量（平成 19 年度、平成 20 年度）

組織名		平成 19 年度					平成 20 年度				
		ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	重油 (ℓ)	P (m ³)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	重油 (ℓ)	P (m ³)
総務部	総務課	2,315.3	0	0	0	55.6	2,276.6	0	0	0	52.4
	企画財政課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	基地 外課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	務課	568.0	0	0	0	0	586.6	0	0	0	
	情報政策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福祉部	福祉課	3,032.0	2,350.7	5,605.3	0	2,133.4	3,890.2	2,509.1	33,584.5	0	1,468.3
	町民課	1,665.8	0	0	0	0	1,227.3	0	0	0	0
	いきいき 課	2,104.7	0	0	0	0	1,873.9	0	0	0	5.6
建設部	都市建設課	3,175.6	0	0	0	0	3,074.7	0	0	0	0
	産業振興課	2,935.6	0	0	0	0	3,073.4	0	0	0	0
	水道課	2,029.9	0	0	0	0	2,077.5	0	0	0	0
教育委員会	教育総務課	767.9	1,909.7	0	0	98.4	758.4	2,086.8	0	0	67.8
	教育指導課	1,073.2	0	0	0	0	1,034.4	0	0	0	0
	生涯学習課	348.4	0	0	0	270.1	0	0	0	0	197.8
	中央公民館	399.1	0	0	0	44.2	505.5	0	0	0	10.8
	図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青少年センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	嘉手納外語	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校給食共同調理場	371.2	1,007.3	0	38,025.0	75,799.0	285.0	902.4	0	40,350.0	90,325.0
議会事務局	402.1	0	0	0	0	476.6	0	0	0	0	
合 計		21,188.8	5,267.7	5,605.3	38,025.0	78,400.7	21,140.1	5,498.3	33,585	40,350.0	92,127.7

図 2-1 課別ガソリン使用量 (平成20年度)

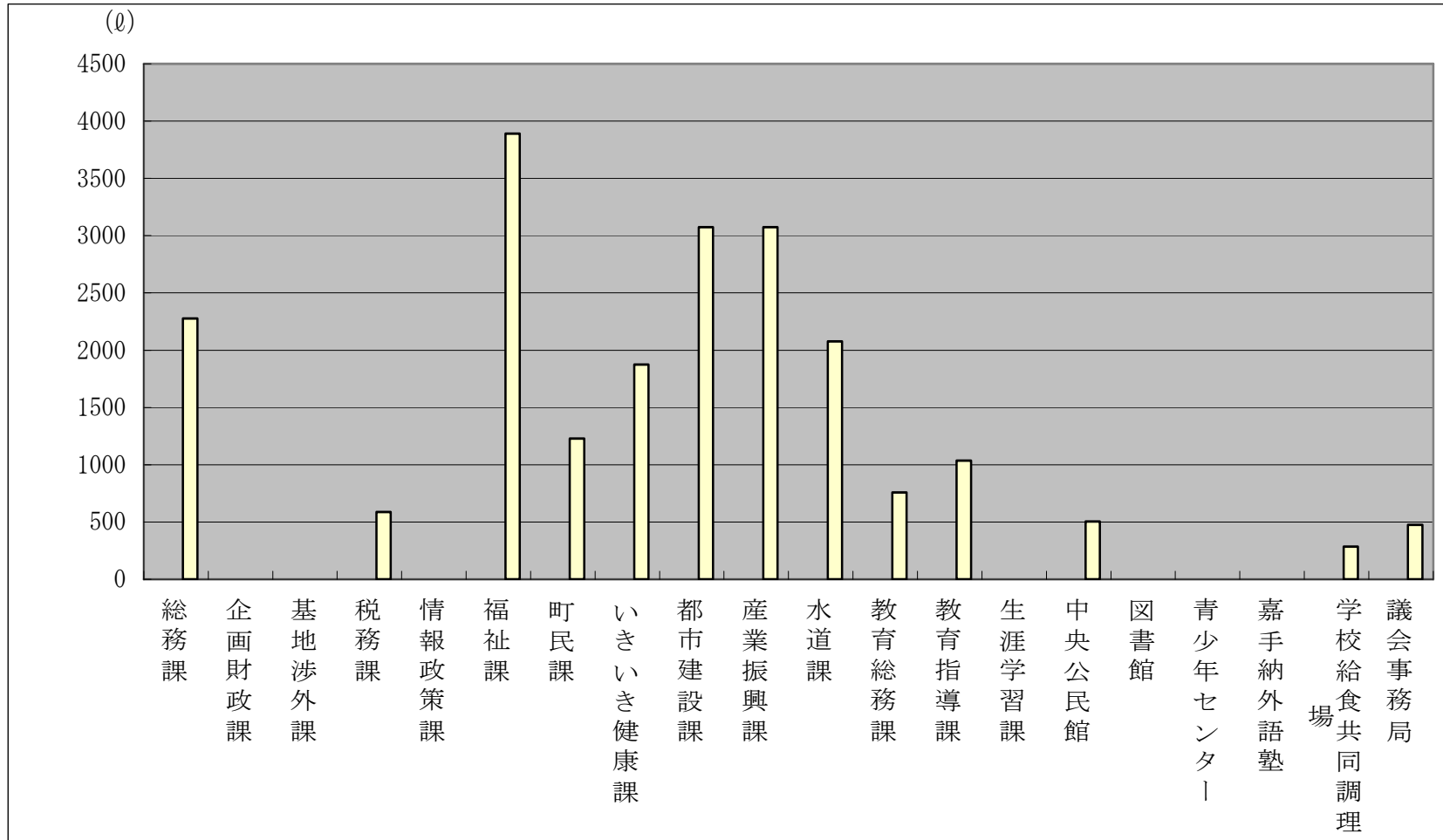


図 2 - 2 課別軽油使用量（平成 2 0 年度）

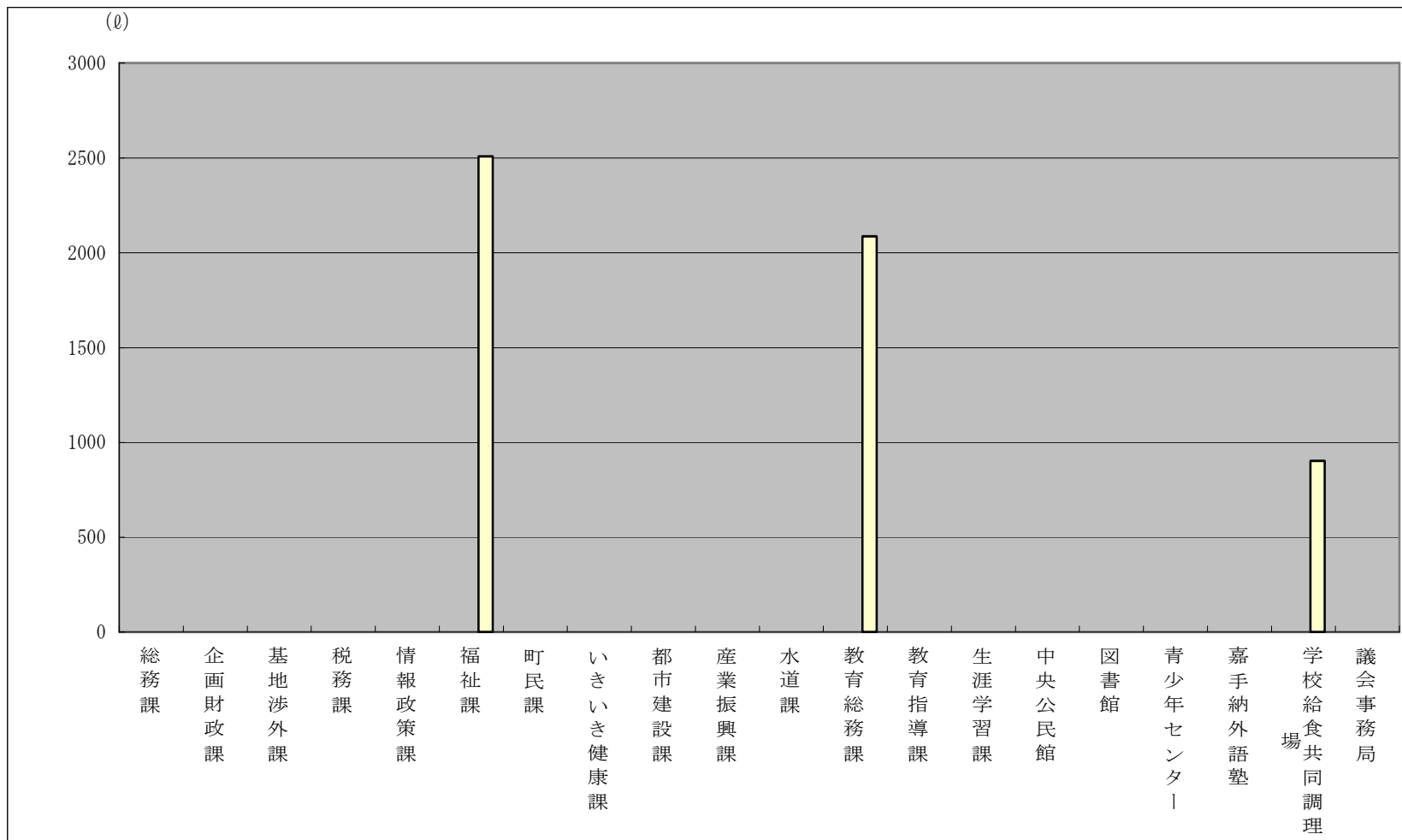


図 2 - 3 課別灯油使用量 (平成 2 0 年度)

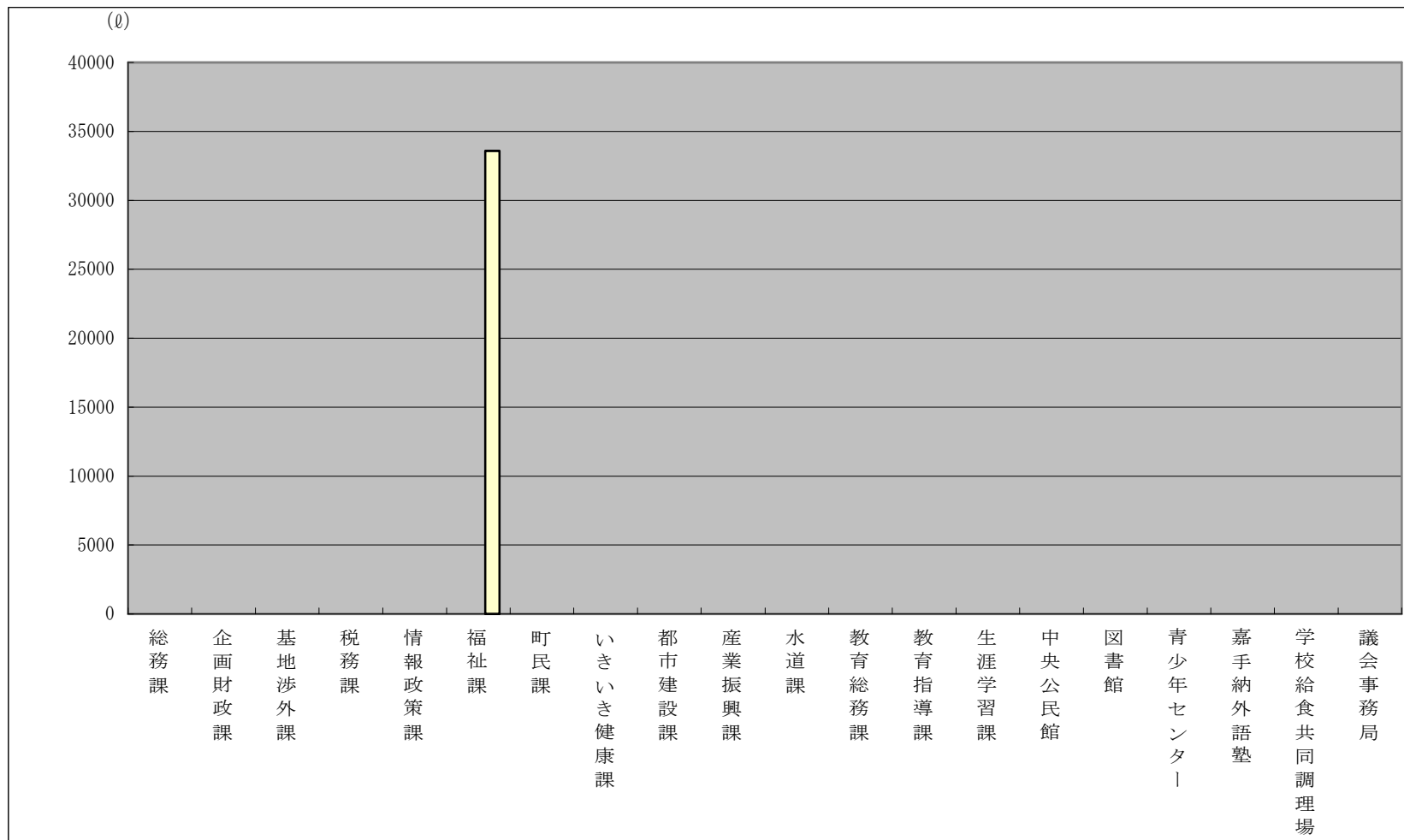


図 2 - 4 課別重油使用量 (平成 2 0 年度)

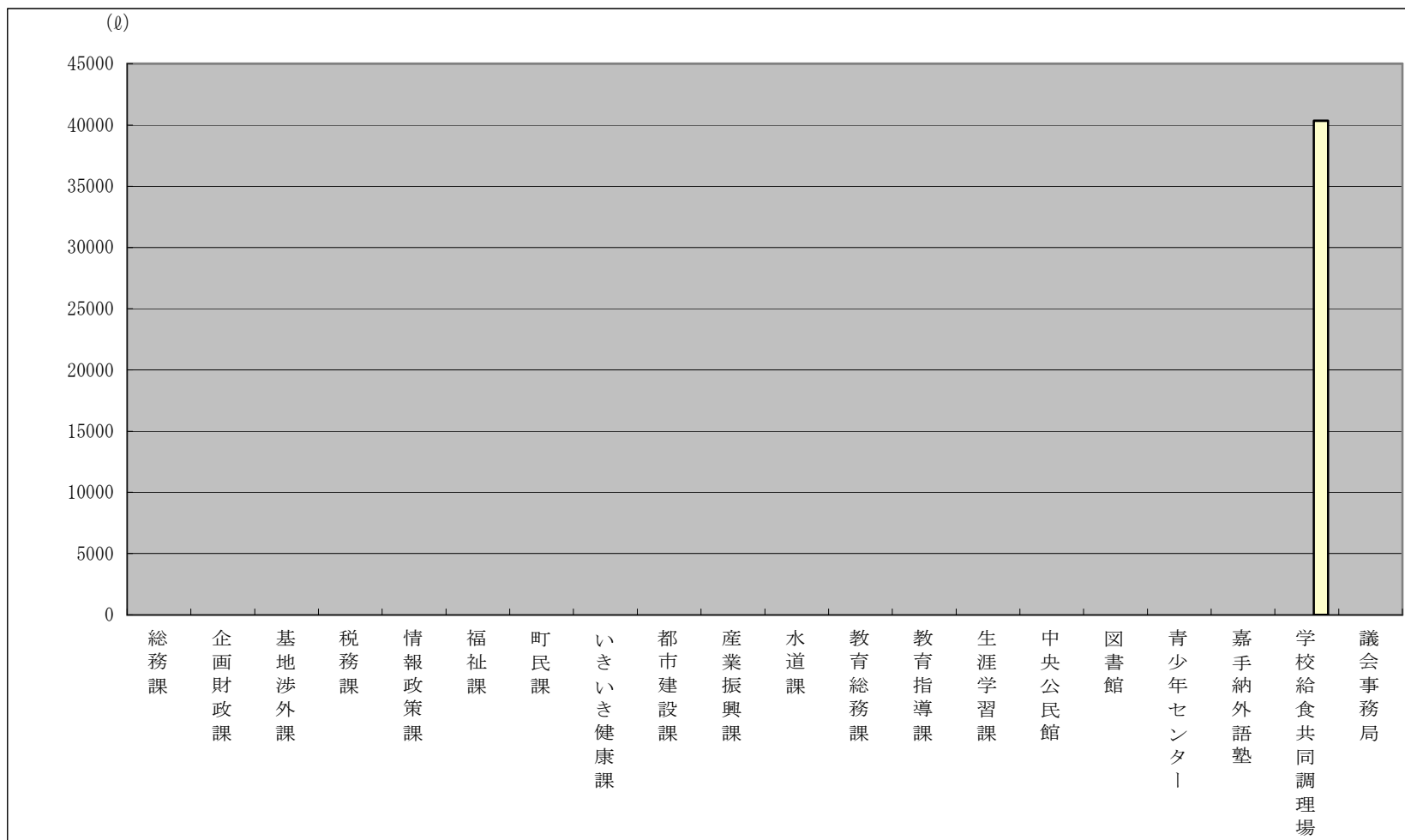


図 2 - 5 課別LPG使用量 (平成20年度)

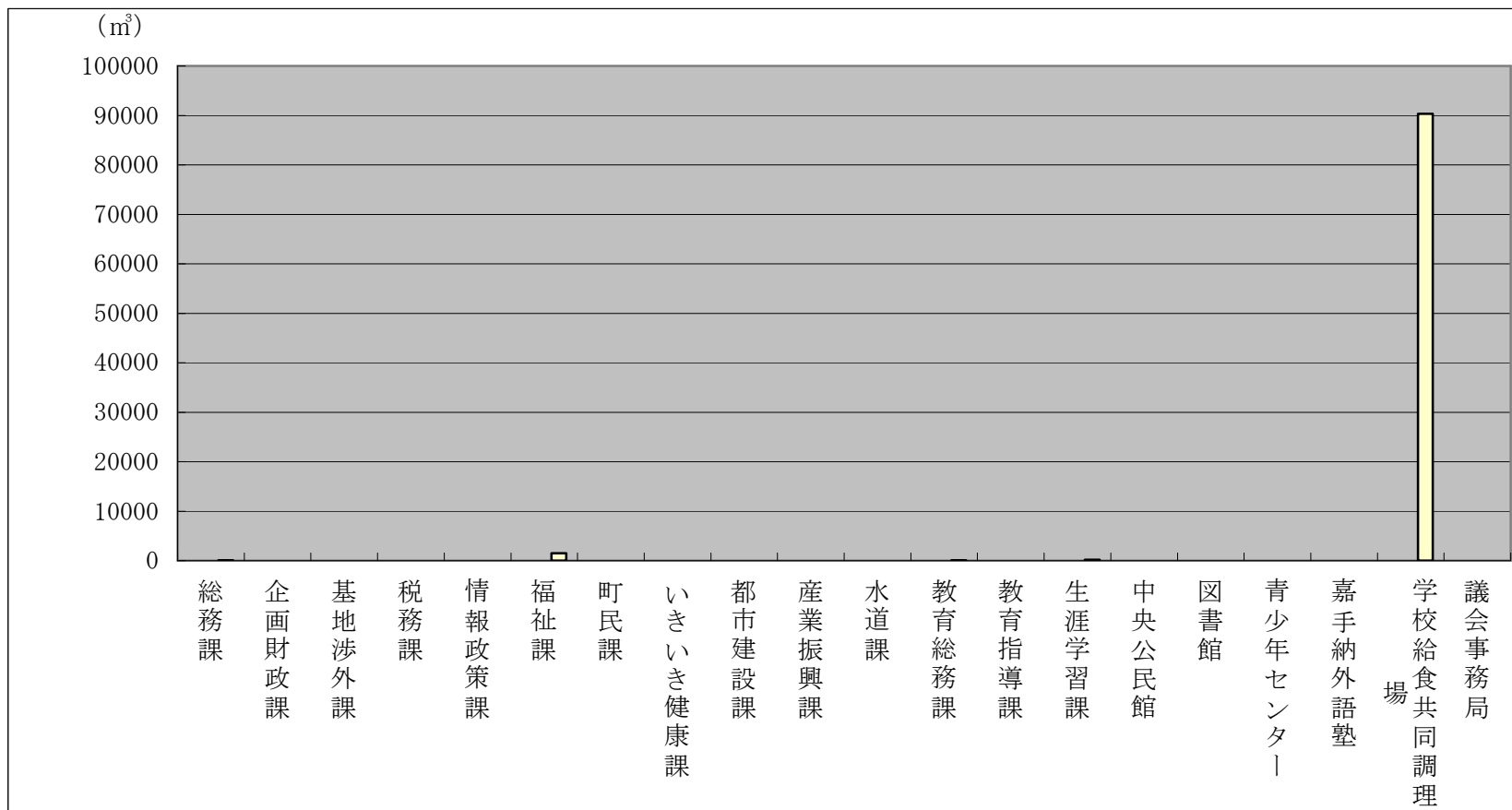
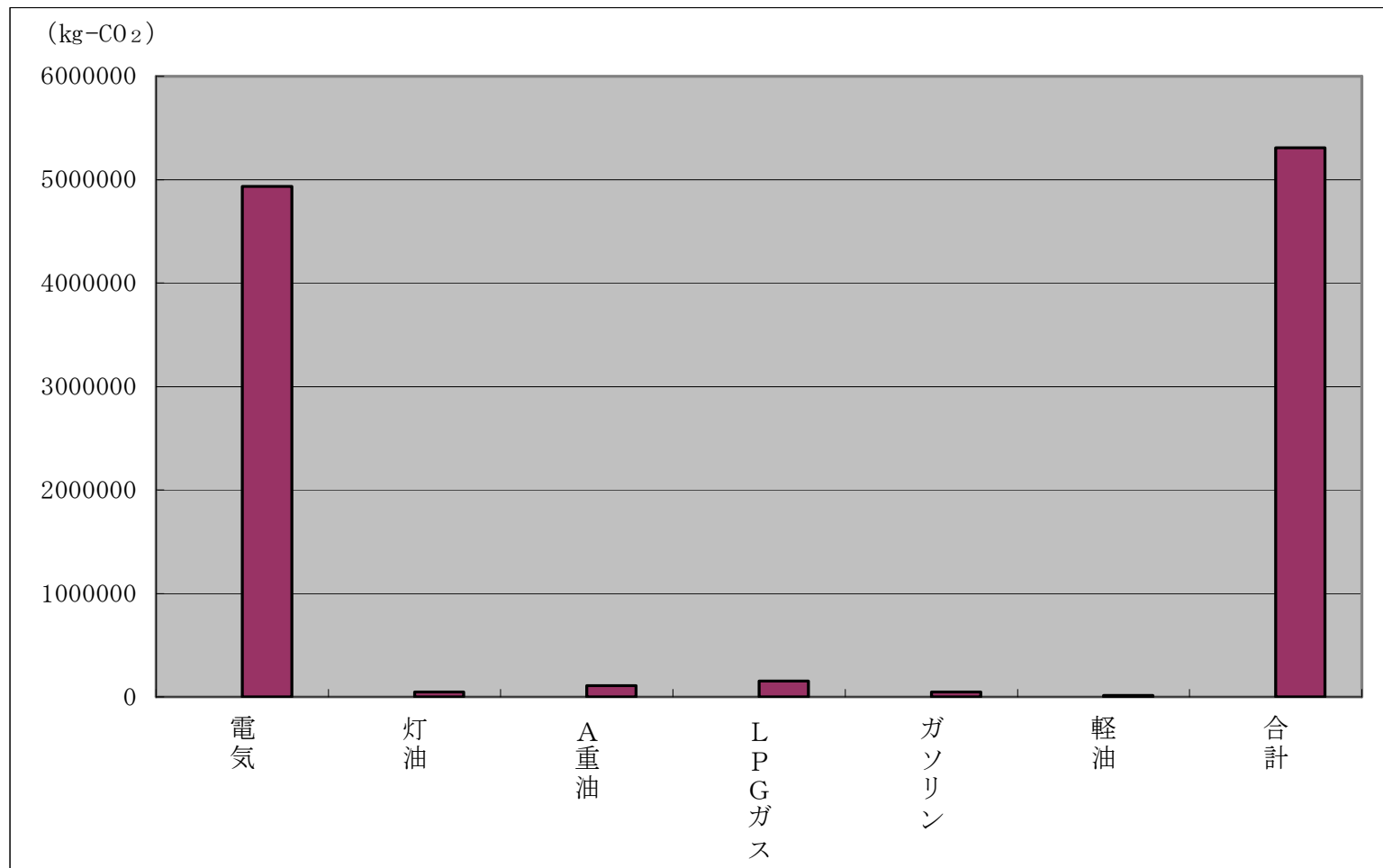
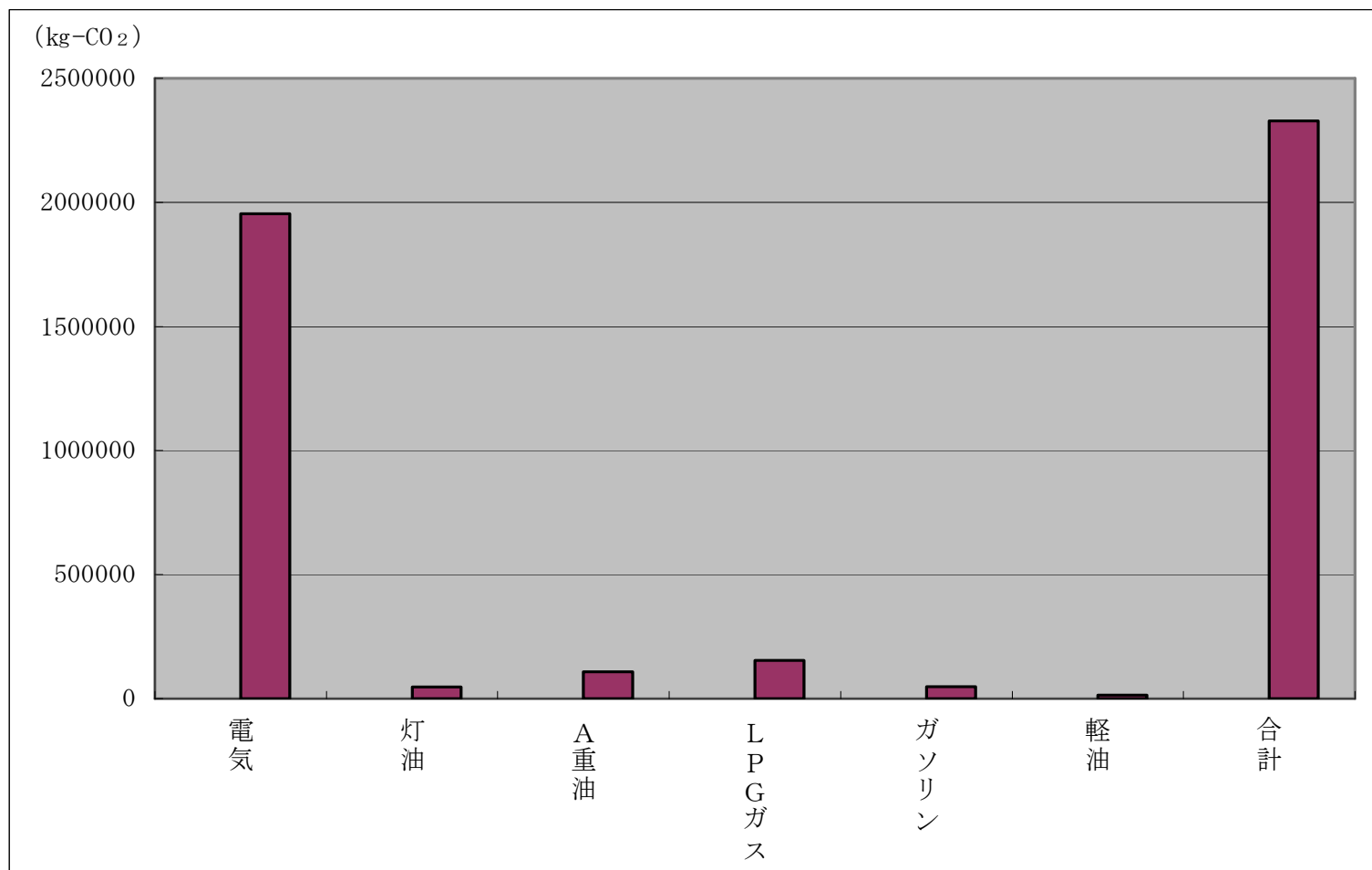


表-3 嘉手納町全組織及び施設の二酸化炭素排出量（平成20年度）



表－４ 嘉手納町対象組織及び施設の二酸化炭素排出量（平成２０年度）



エコドライブ10のすすめ

ふんわりアクセル「eスタート」

「やさしい発進を心がけましょう。」

通常の発進より少しゆやかに発進する（最初の5秒で時速20km/hが目安です）だけで11%の燃費が改善します。やさしいアクセル操作は全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。

減速の少ない運転

「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた最適な定速走行に努めましょう。」

車間距離に余裕を持つことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も増え、その分市街地で2%、外で6%の燃費が増えます。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない最適な運転をしましょう。

エンジンのアクセル

「エンジンプレーキを積極的に使いましょう。」

エンジンプレーキを使うと、燃料の供給が止される（燃料カット）ので、2%の燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンプレーキで減速しましょう。また減速したり、下り道を下るときにはエンジンプレーキを活用しましょう。

エアコンの使用を控える

「車内を冷やしすぎないようにしましょう。」

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に暑い日に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%の燃費が増えます。

アイドリングストップ

「無用なアイドリングをやめましょう。」

10分間のアイドリング（ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合）で、130ccの燃料を消費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのため停車の際にはアイドリングを止めましょう。

<p>暖機運転は適切に</p> <p>「エンジンをかけたらず 出発しまし う。」</p> <p>現 されているガソリン 用車においては暖気不要です。 冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウ ームアップ走行で 分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5分間暖機すると160 度の燃料を 費しますので、全体の燃料消費量は増加します。</p>
<p>道路交通情報の活用</p> <p>「出かける前に計画・準備をして、 や道路 等の情報をチ ックしまし う。」</p> <p>1時間のドライブで道に って10分 計に走行すると14% 度の燃費 化に 当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしまし う。また道路交通情報をチ ックして を ければ燃料と時間の節約になります。</p>
<p>タイ の 気圧をこまめにチ ック</p> <p>「タイ の 気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備をしまし う。」</p> <p>タイ の 気圧が適正 より50 P (0.5kg/c²) 不 した場合、市街地で2% 度、 外で4% 度、それ れ燃費が 化します。また、 全運転のためにも定期的な点検は必要です。</p>
<p>不要な荷物は積まずに走行</p> <p>「不要な荷物は積まないようにしまし う。」</p> <p>100kgの不要な荷物を せて走ると、3% 度燃費が 化します。車の燃費は荷物の重さに ます。運 必要のない荷物は、車から下ろしまし う。</p>
<p>車場所に 意</p> <p>「 などをま くことから、 法 車はやめまし う。」</p> <p>交通の げとなる場所での 車は交通 をもたらし 分な排出ガスを出させる 因となります。平 車速が時速40 から時速20 に ちると、31% 度の燃費 化に 当すると われています。</p>

出) エコドライブ 及推進協議会

家庭でできる温暖化対策

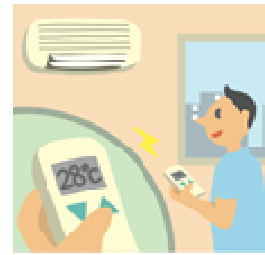
たちの生活を見直し、二酸化炭素の排出を減らすためにはどうすればいいのでしょうか。まず、ここで げた10の取り組みのうち、できるものから めてみまし う。(2007年4月改 数)

01 冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する

カーテンを利用して太陽光の入 を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることで、冷暖房機に頼らないで せる。冷暖房を める時期も少し ってみる。

年間約33kgのCO2の削減

年間で約1,800 の節約

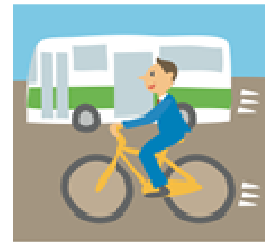


02 2日 8k の車の運転をやめる

通 や買い物の際にバスや 道、自転車を利用しまし う。歩いたり自転車を 使う方が にもいいですよ。

年間約184kgのCO2の削減

年間で約9,200 の節約



03 1日5分のアイドリングストップを行う

車や長時間 車する時は、車のエンジンを切しまし う。 気汚染物質の排出削減にも寄与します。

年間約39kgのCO2の削減

年間で約1,900 の節約



04 機電力を50 削減する

主電源を切しまし う。長時間使わない時は、コンセントを きしまし う。また、家電製品の買い替えの際には 機電力の少ない ノを選 ようにしまし う。

年間約60kgのCO2の削減

年間で約3,400 の節約

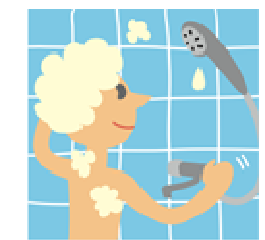


05 シャ ーを1日1分家族全員が減らす

身体を っているあい 、お湯を しっ なしにしないようにしまし う。

年間約69kgのCO2の削減

年間で約7,100 の節約



06 風呂の残り湯をトイレに使いまわす

家庭の水やりの他、トイレの水に使っている人もいます。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。

年間約7kgのCO2の削減

年間で約4,200円の節約



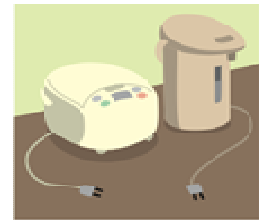
07 ジャーの保温を止める

ポットやジャーの保温は利用時間が長いと、多くの電気を消費します。

ごはんは電子レンジで温め直すほうが電力の消費は少なくなります。

年間約34kgのCO2の削減

年間で約1,900円の節約



08 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす

家族が別々の部屋で過ごす、暖房も照明も無駄に消費します。

年間約238kgのCO2の削減

年間で約10,400円の節約

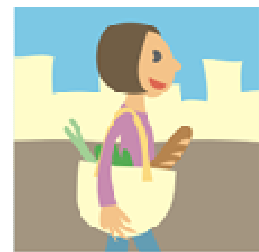


09 買い物袋を持ち歩き、省資源の野菜を選ぶ

トレーやラップは家に帰れば、すぐゴミになってしまいます。買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。

年間約58kgのCO2の削減

資源節約

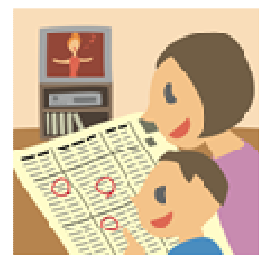


10 テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす

見たい番組を選んでみる習慣をつけましょう。

年間約14kgのCO2の削減

年間で約800円の節約

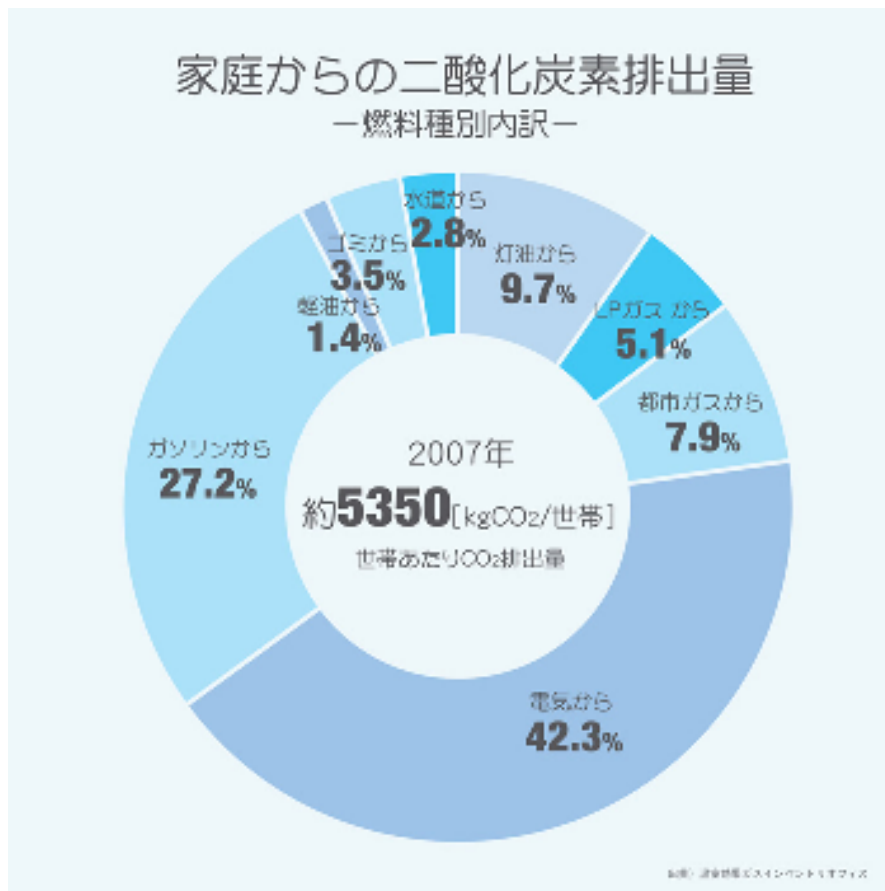


出) 全国地球温暖化防止活動推進センター

エコライ 省エネ編

二酸化炭素はみなさんの家庭のさまざまなおとこから出されています。照明・家電製品といった電気を使うところが一　く、次に自動車、給湯、暖房の順で　くなっています。身の回りの小さなことから、省エネを心がけま　う。

家庭からの二酸化炭素排出量 - 当たり・燃料種別・用 別-



出) 温室効果ガスインベントリス

● チャレンジ25キャンペーンとは

地球温暖化という人類の生 に関わる に対して、 が立ち向かおうとしています。2005年2月16日には「 都議定書 が発効し、日本は2008年から2012年の間にCO₂などの温室効果ガス排出量を1990年にくら て6%削減することが義務づけられ、 な対策を進めてきました。

このような中、2009年9月、 内 総理 がニ ークの国連気 変動サミットにおいて、 が国の目標として、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明されました。

政府では、地球と日本の環境を り 来の子どもたちに き継いでいくため、「チャレンジ25」と名付け、あらゆる政策を総動員して地球温暖化防止の対策を推進することとしており、そのための温暖化防止のための国民的運動を、「チャレンジ25キャンペーン」として2010年1月14日より、新たに展開することとしました。

「チャレンジ25キャンペーン」は、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイ ス6%」から、よりCO₂削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、 イスや家庭などにおいて実践できるCO₂削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民の によびかけて参ります。



6つのチャレンジ

地球温暖化をとめるには、企業や個人の「チャレンジ」が必要です。

あなたのチャレンジが社会をつくれます。

あなたの選択で、「未来が変わる。日本が変える。」。

地球温暖化防止のために、ぜひ「チャレンジャー」になってください！！

チャレンジ25キャンペーンが推進する6つのチャレンジ

Challenge1



エコな生活スタイルを
選択しよう

たとえば、クールビズ、ウォームビズ、
バッグ、 etc。

あなたもきっと、温暖化防止の CO アクシ
ンをはじめています

Challenge2



省エネ製品を
選択しよう

購入時に ったときは、より「エネル
ギー効率の高い製品」を選
これが温暖化防止「チャレンジャー」
たちの新常識です。

Challenge3 

自然を利用した
エネルギーを選択しよう

太陽。風。水。
自 然 に する力を利用することは、温
暖化をとめる方法の一つです。

Challenge4 

ビル・住宅のエコ化を
選択しよう

心地よい 適な 間をつくることが、
実はエコなんて
そんな のような温暖化をとめる方
法があるって、ご 知ですか

Challenge5 

CO₂削減につながる
取組を応援しよう

CO₂ 削減につながる、 多様な社会の取組を
知ってく ださい。
そしてこの温暖化防止の心強い取組を、応
援してく ださい。

Challenge6 

地域で取組む温暖化
防止活動に参加しよう

温暖化は一人の 問題ではなく、この地
球に 関係する すべて「みんなの 問題」。
ご 自分 や地域の人たちとともに、温暖化
防止にチャレンジしまし てください。

環境関連用語集

ア行	アイドリング・ストップ	自動車の 車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することが らい。
	PCC	「気 変動に関する政府間パネル」参照。
	アジ ンダ21	1992年ブラジルで開 された地球サミットで された持続可能な開発のための具体的な行動計画。 気、 、 、生物 性、海 等の分野ごとのプログラムのほか、実施のための資 協力などの制度のあり方を138項目にわたり規定している。
	インバーター照明	光ランプを電子 定器で高周 点灯する器具。従来型の気回路 定器を用いるものと比 ると、約13～15%の省エネルギー効果がある。また、業務用として高周 点灯 用型の 光ランプ(ランプ)を用いる インバータ照明もあり、従来型と比 て約23%の省エネルギー効果があるといわれている。
	一酸化二 素	常温常圧では無 の気体。 作用があり、 気とも呼ばれる。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、一酸化二 素は100位である。
	エコドライブ	アイドリング・ストップやタイ の 気圧点検、 かしを控えるなど、環境に配慮した運転のこと。
	CO事業	ne g e ice Co an の で、工場やビルの省エネルギーに関する 括的なサービスを提供し、それまでの環境を なくことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果 られる省エネルギー効果を保 する事業。また、 COの経費はその の省エネルギーメリットの一部から受取ることも 特 となっている。
	エネルギー 単位	エネルギー効率を表す 。たとえば、製品一単位を生産するのに必要なエネルギーの量など。

ア行	エネルギー転換部	二酸化炭素の排出統計に用いられる部 の一つ。石炭や石油などの一次エネルギーを電力などの二次エネルギーに転換する部 。発電所などがここに含まれる
	LPG (i e ie Pet ole a)	化石油ガス。プロパン、ブタン等
	ン層	ン 度が比較的高い成層 のことをいう。成層 のンは太陽光に含まれる有 な 外 の 部分を 収して、地球上の生 を保 している。
	温室効果	地球をとりまく 気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ 組みのこと。二酸化炭素などの 気中の気体(温室効果ガス)が温室効果をもたらす。
	温室効果ガス	温室効果をもたらす 気中に された気体のこと。とりわけ産業 以 、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか ロンガスなど人 的な活動により気中の 度が増加の 向にある。 都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二 素のほか C類、P C類、 6が削減対象の温室効果ガスと定められた。
カ行	化石燃料	石炭、石油、 ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な 因物質。
	カーボン セット	日常生活による二酸化炭素の排出を するためにや自 エネルギーを利用しようというものである。
	家庭部	二酸化炭素排出統計に用いられる部 の一つ。民生部 のうち業務部 以外の部 。
	環境家計	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出 を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計 できるように設計された家計 。環境家計 は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境 題の解決にも し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。
	環境	一 的にには温暖化対策として温室効果ガスの排出量に応じて課 するといわ る炭素 のことを指す。

カ行	環境ラベリング制度	環境保全に役立つマークをつけて国民に推奨する制度のこと（エコマーク、グリーンマーク等）
	気 変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change IPCC)	1988年に開 された、IPCC (国連環境計画) とWMO (気象機関) が共 同に、各国政府の任 務とする 学者が参加する会合。地球温暖化に関する最新の自 学的および社会的知見をまとめ、地球温暖化対策に 科学的基 礎を与えることを目的としている。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次評価報告書、2001年に第3次報告書を取りまとめた。また、2007年に第4次報告書を取りまとめた。
	気 変動 組条約 約国会議 (COP)	COPはConference of Parties の略。1995年3月～4月にベルリンで第1回 約国会議 (COP1) を開 いた。1997年12月に京都で開 かれたCOP3では、2000年以 後の地球温暖化対策のあり方を規 定する議定書が 採択された。毎年開 かれる約国会議は、人類の 未来を 考える会議として 世界的に注目されている。
	基準年	温室効果ガスの削減に関し、基準となる年。 京都議定書では基準年を 原則的に1990年としている。た だし、A1類、A2類、B1類、B2類については1995年を基準年とすることができるとしている。
	キャップ・アンド・トレード方	排出量取 引において、排出 量が設定されている主体間で、排出 量の一部の 転 (または) を認める制度のこと。
	収源	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを 吸収し、比較的長期間にわたり 固定することのできる 森林や海 藻などのこと。 京都議定書では、先進 国が温室効果ガス削減目標を達成する手段として、新規 植林、再 植林、土地利用変化などの活動を考慮することが規定されている。
	共同実施	先進 国同 じが、自国の数 目標達成のために共同して温室効果ガス排出削減や 吸収の事業を実施し、排出削減単位をクレジットとして 取り扱う 仕組み。
	都メカニズム	京都議定書に規定される排出量取 引、共同実施、クリーン開発メカニズムの3つの 柔軟性措置のこと。

カ行	都議定書	1997年12月 都で開 されたCOP3で された気 変動 組条約の議定書。先進各国は2008年～12年の約 期間に おける温室効果ガスの削減数 目標（日本6%、アメリカ 7%、 8%など）を約 した。
	都議定書目標達成 計画	2005年4月に 議において決定された 都議定書の温室効 果ガスの6 削減約 と長期的かつ持続的な排出削減を目 的とする計画である。
	クリーン開発メカニ ズム	先進国が 上国において共同で温室効果ガス削減プロジ クトを実施し、そこで られた 収分あるいは削減分を 先進国がクレジットとして し、自国の温室効果ガス削 減量に 当できる 組み。 都議定書に規定される 性 措置の一つ。
	グリーン購入	企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発 などに際 し、できる け環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選 するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自 治体などで構成する「グリーン購入ネット ーク」で基準 などを取り決めている。
	グリーン電力	太陽光、風力、バイ マス等の再生可能エネルギーから られる電力のこと。
	コージェ ネレーシ ン	発電に際し、電力に せ同時に られる熱も有効利用する 方 。コージェ ネレーシ ンにより、熱効率が改善し、二 酸化炭素の排出削減につながる。
	工業プロセス	温室効果ガス排出統計に表れる部 の一つ。セメントの焼 成キルンなどで石 石を加熱することにより二酸化炭素 を排出する生産工 のこと。
	交通需要管理 (an o tation De an anage ent D)	自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率 的な使用によって 交通量・交通 の平準化、分 化、 軽減化を図ることで 交通 の を促す取組。

サ行	サマータイム	昼間の長い 節、たとえば4月から10月に時計の時 を め、 方の明るい時間 を有効に活用する制度。電力消 費の減少などにより、二酸化炭素の排出削減効果が期 さ れる。
	持続可能な開発	来 代に な資源的制約や環境上の負荷をもたらさ ないような人類の活動のこと。「環境と開発に関する 委員会」が1987年に発表した報告書「ら共有の 来」 の中で提 した 。1992年の地球サミットにおいて、こ れを表現するための 行動指針として「アジ ンダ 21」が された。
	新エネルギー	太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーのほか廃棄 物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電 やクリ ーンエネルギー自動車などの従来型エネルギーの新利用 形 などからなるエネルギーの新しい 。新エネルギー は、通商産業省により、「石油 機によって 題となった 石油への高度な依 を減らすため従来型以外のエネルギ ーを利用する」という から定義づけられた。
	生物 性	種のレベル、団体レベルおよび 子のレベルで広がり あるさまざまな生物が共 している状 をいう。地球温暖 化により生物 性の が進むと されている。
	製のグリーン化	環境に付加を与える製品や行 の を重くし、環境 化 につながる製品や行 の を軽くする措置。
タ行	機電力	家電機器などを使用していない状 で消費される電力。地 球温暖化防止の対策の一つとして 機電力の節減が 目 されている。
	太陽電	導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する 置。太陽光発電。

タ行	炭素換	二酸化炭素 (CO ₂) の量を炭素 (C) 相当で出す方法。炭素換はCO ₂ の量に0.273をかけてられる。に炭素換のに3.67をかけてるとCO ₂ の量がられる。
	炭素	代表的な環境の一つで、二酸化炭素排出につながる経済活動に課すのこと。石油などの化石燃料に含有される炭素の量に応じて課するのが一般的で、ではスウェーデンなどですでに実施されている。
	地球温暖化係数 (Global Warming Potential: WP)	二酸化炭素、メタン、一酸化二素などの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の度を示す。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100年間のWPで比較して、メタンは二酸化炭素の約20、一酸化二素は約310、ロン類は数～数となる。
	素酸化物	ディーゼルエンジンなどイル燃焼に際し排出される気汚染物質。一酸化二素以外の素酸化物は温室効果をもたないが、に、上でエアロルを形成し、温室効果を減少させるきがある。
	チャレンジ 25 キャンペーン	これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイ ス6%」から、よりCO ₂ 削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、イスや家庭などにおいて実践できるCO ₂ 削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民に呼びかける運動。
	低公 車	気汚染物質の排出が少ない自動車。ガス車、電気自動車、メタノール車のほか、燃料電車など。
	トップラン 一方	積極的な省エネルギーを促すために政府がめた政策の一つで、電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルを設定すること。

行	燃料電	応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステム。近い 来電気自動車への が期 されている。
	燃料転換	二酸化炭素の排出を削減するため、使用する燃料の種類を換えること。通常は、石炭や石油から ガスや再生可能エネルギーに換えることを指す。
ハ行	バイ マス	エネルギー源として活用が可能な 製品廃材やし などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発 させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。
	ハイドロ ル ロカーボン類 (C)	ン層を しないことから、C C や C C の規制に対応した代替物質として 1991 年 から使用され めた化学物質で、近年、その使用が に増加している。 C は自には しない温室効果ガスで、100 年間の WP は、二酸化炭素の数 ~11,700 と きい。1997 年に された 都議定書には削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。
	パーク・アンド・ライド	都市部への自動車 り入れを規制する手段の一つ。都市近に 型 車場を設置し、そこから都心部へは公共の 道やバスなどで 動するシステム。イギリスなど で広く実施されている。
	パー ル ロカーボン類 (P C)	1980 年代から、 導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス。 C ほどの使用量には達しないものの、C C の規制とともに、最近、使用料が急増している。100 年間の WP は、二酸化炭素の 6,500 ~9,200 。 都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つとされた。
	排出量取	都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を 買する制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補 的手段として認められた 性措置の一つ。

ハ行	ハイブリッド自動車	数の動力源（ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、電気（モーター）、油圧等）を組み合わせることで低公害化や省エネルギー化を図った自動車のこと。現在、ガソリンエンジンとモーターを用いたものが実用化され、市販されている。
マ行	メタン	都議定書の対象ガスの一つ。有機性の廃棄物の最終処分場、家畜の糞、水、下水汚泥の気性分解などから発生する。
	利用エネルギー	海水、川水、下水等の温度エネルギー（水は気より冷たく、油は気より暖かい水）、発電所排熱、変電所排熱、都市排熱（工場、地下鉄等の排熱）等のこと。
	モーダルシフト	トラックや物のトラックをバスや電車に切り替えることにより、二酸化炭素の排出削減を図ること。
行	約定期間	温室効果ガスの削減目標を達成しなければいけない定められた期間。都議定書では最初の約定期間を2008年から2012年の5年間としている。
ラ行	ライフサイクルアセスメント（CA）	物品の生産から廃棄までの環境負荷量などを調査、分析して評価する手法。各種の製品やサービスについて、二酸化炭素排出量のCAが行われれば、事業者や消費者が地球温暖化防止に取り組むのに有用であるが、現時点では、CAは研究段階にある。
	ライトダウン	ライトアップ施設や各家庭の電気を一晩に消すこと。温暖化防止の取組を国民に広げていくために、環境省によって展開された「環のくらしCO2削減ライトダウンキャンペーン」で実施され、2003年から11月1日を中心にして夜間スポットや家庭の電気を消してもらえようと呼びかける。

ラ行	ふっ化 (6)	1960年代から電気および電子機器の分野で 材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。使用料はそれほど くないが、近年新たな用 開発の進展に伴い需要量が増加している。100年間の WPは、二酸化炭素の23,900 。 C、P C と共に、都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つに指定された。
----	---------	--

出) 全国地球温暖化防止活動推進センター ホームページ「用語集」

国立環境研 所 C ネット「環境用語集」